

議案第 53 号

伊賀市過疎地域持続的発展計画の策定について

伊賀市過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

# 伊賀市過疎地域持続的発展計画

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度



2026（令和8）年4月1日

伊賀市

## 目次

1. 基本的な事項	
(1) 地域の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	13
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	18
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	22
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	23
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	23
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	25
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	29
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31

(3) 計画	32
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	33
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	34
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	36
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	37
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	39
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	39
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 計画	41
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	41
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	43
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 計画	45
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	45
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	46

※各事項における事業計画の表中の番号及び区分名については、総務省通知に基づいて記載しています。

はじめに

過疎対策は、人口の著しい減少によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域において、住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山漁村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域が国土の保全・水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割を果たせるよう、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずるものです。

1970（昭和 45）年以来、過疎地域においては、これまで議員立法として制定された過疎対策立法のもと各種対策が講じられてきました。1970（昭和 45）～1979（昭和 54）年度は「過疎地域対策緊急措置法」、1980（昭和 55）～1989（平成元）年度は「過疎地域振興特別措置法」、1990（平成 2）～1999（平成 11）年度は「過疎地域活性化特別措置法」、2000（平成 12）～2020（令和 2）年度は「過疎地域自立促進特別措置法」、そして 2021（令和 3）年度からは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）と 5 次にわたり制定された法律のもと、対象市町村、関係都道府県及び国の 3 者が一体となった対策が進められています。

新過疎法では、基準となる人口減少率と財政力指数が見直され、旧市町村を単位として過疎地域を指定する「一部過疎」の仕組みが設けられ、2021（令和 3）年 4 月に旧島ヶ原村の区域（以下「島ヶ原地域」という。）が指定されました。その後、2020（令和 2）年国勢調査の調査結果を反映し、2022（令和 4）年 4 月に旧阿山町の区域（以下「阿山地域」という。）、旧大山田村の区域（以下「大山田地域」という。）及び旧青山町の区域（以下「青山地域」という。）が、追加指定されました。

この「伊賀市過疎地域持続的発展計画」は、今後 5 年間（2026（令和 8）～2030（令和 12）年度）の、島ヶ原地域、阿山地域、大山田地域及び青山地域（以下「本市過疎地域」という。）の振興と持続的発展に向けての取組を定めるものです。

## 1. 基本的な事項

### (1) 地域の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ・島ヶ原地域

1889（明治22）年の町村制施行により、「島ヶ原村」が誕生しました。2004（平成16）年11月の6市町村の合併まで115年の独立村とし歴史を歩んできた島ヶ原地域は、伊賀市の西端に位置し、北は滋賀県、西は京都府、南は奈良県に接する4府県接点の地で古くから中部圏と近畿圏を結ぶ交通の要衝として人や物、文化が行き交う郷として栄えてきました。

北部エリアは、滋賀県との境界を海拔600mの笠置山系北山連峰が東西に連なり、傾斜は概ね20～40度の急峻な山岳地帯となっています。その山麓に4集落が散在し、南部エリアは比較的ゆるやかな丘陵地帯で木津川沿いに3集落と京都府寄りに1集落があります。

中央部エリアは、淀川水系の木津川が流れ、東西に並走するように、国道163号、JR関西本線が通り、なだらかな勾配の土地が広がり、公共施設や銀行、郵便局、駅、商店が立地しています。

島ヶ原の歴史は古く、中村では縄文時代早期の縄文土器が出土しているほか、石鏃も確認されています。奈良時代になると、現在の島ヶ原につながる歴史の痕跡を見ることができます。711（和銅4）年に大和国と東国を結ぶため整備された官道（古代東海道）は島ヶ原の北部を通ったとされ、東大寺二月堂の別院として観菩提寺（正月堂）が建立されたのは天平勝宝年間（750年頃）と言われています。また、1144（天養元）年の資料には「興福寺西金堂領島原保」が登場し、「島ヶ原」に住まう人びとの活動が確認されるようになります。

江戸時代以降は、大和街道（奈良街道）が整備され、街道沿いに本陣や旅籠が設けられ、西国の大名や高僧たちが島ヶ原宿を往来し宿場町として栄えました。こうした歴史を背景に、島ヶ原には歴史的遺産や伝統・文化などが数多く残されています。

島ヶ原地域は、地勢上、自然環境や歴史的経緯から、地域の生活や文化は古くから京都や奈良の文化の影響を受け、現代では関西文化圏の影響を強く受けています。こうした地理的環境から、観光入込客数が年間およそ13万人で、関西圏からの訪客数が多い地域です。

##### ・阿山地域

1889（明治22）年の町村制施行により河合村、鞆田村、玉瀧村、丸柱村となり、1954（昭和29）年には河合村・玉瀧村が合併し阿拝村となり、同年さらに阿拝村と鞆田村が合併し、阿山村となりました。次いで1955（昭和30）年、阿山村と丸柱村の丸柱・音羽が合併しましたが、旧鞆田村の小杉を柘植町（旧伊賀町）に分離しました。その後、1967（昭和42）年に町制を施行し「阿山町」となりました。

阿山地域は、本市の最北にあり北は滋賀県甲賀市に接しています。名阪国道と名神・新名神を結ぶ道路が南北に通り、近畿・中部の経済圏が交流する本市の北の玄関となっています。

当地域では、縄文時代のものと思われる石器が発見され、伊賀地方最古の東山古墳をはじめ150基余りの古墳も確認されています。また、奈良・平安時代には東大寺の荘園となり、世に言う「神君伊賀越え」では徳川家康が伊賀衆の協力を得て、当地域を三河に戻るなどの歴史をもっています。伝統的な行事を受け継ぐ神社も幾つかあり、奉納花火の賑わいは今も絶えることはありません。

農村地域の中でも特に中山間と呼ばれる地域がほとんどを占め、3か所の住宅団地と4か所のゴルフ場のほか、工場も数か所に分散し点在しています。地域の産業は、全域で米作（伊賀米）を中心とした兼業による農業が行われ、丸柱地区が主となる窯業（伊賀焼）、波敷野地区が主となる畜産業（伊賀牛・伊賀豚）があります。当地域も少子高齢

化が進むなか、農業、伊賀焼、畜産など地域産業の担い手や後継者の不足だけでなく、地域の祭りや行事の存続が危ぶまれるまでになっています。

#### ・大山田地域

1889（明治 22）年の町村制施行により山田村、布引村、阿波村となり、1955（昭和 30）年にはこの3村が合併し「大山田村」となりました。

大山田地域は、本市の東部に位置し、阿波地区、布引地区、山田地区によって構成され、国道 163 号が東西につらぬき、源を布引山地になす淀川の源流、服部川が国道に寄り添うように流れています。澄んだ空気、水、大地の恵み、自然豊かな農山村地域です。

地域内には、寺音寺古墳をはじめ、広徳寺、新大仏寺、植木神社祇園祭といったさまざまな文化財があり、伊賀街道の宿場街であった風情ある街並みが平田と平松に残っています。また、毎年 8 月に行われるふるさと夏まつりと 1 月に行われる元日マラソンは、地域住民主体の実行委員会が開催するロングランのイベントです。

農業基盤の整備としては、1970（昭和 45）年度から農業構造改善事業、県営ほ場整備事業により、耕地面積の 96%にあたる約 790ha が整備され、農林業公社を核に近代的農業経営を行い、良質米の産地として評価を得ています。しかし、減反政策や米離れ等による遊休農地、耕作放棄地が見受けられるようになったことから、菜種を作付けすることでその活用を図る「菜の花プロジェクト」が推進され、このなかの主要施設である「菜の舎（なのくら）」が、2010（平成 22）年度に国産原料のみを用いる、国内最大級の搾油施設として地域内（甲野）に建設され、菜種油の地産地消や、地域の特産品化に向けた事業展開が図られています。

#### ・青山地域

1889（明治 22）年の町村制施行により阿保村、上津村、種生村、矢持村となり、1920（大正 9）年には阿保村が町制を施行し、阿保町となり、1955（昭和 30）年には阿保町、上津村、種生村、矢持村の 1 町 3 村が合併し「青山町」となりました。

青山地域は伊賀盆地の南端に位置し、阿保地区、上津地区、博要地区、高尾地区、矢持地区、桐ヶ丘地区の 6 地区によって構成されています。地域北部を近鉄大阪線と国道 165 号線が東西に通り、東南は津市に接し、西は名張市に接しています。地域の面積 109 ㎏の約 80%が山林であり、地域北部に低地や台地が存在しますが、東部には布引山地、南部には室生山地が分布しているため、丘陵地、山地が目立ちます。人口が集中している北西部の住宅地区（阿保・桐ヶ丘）と伊賀市内でも高齢化率が上位にある山間地域（上津・博要・高尾・矢持）とに大きく分かれ、地区面積の 80%以上を山林が占めることから、山間地域の主産業である農林業の後継者不足は深刻です。

当地域では、都が奈良・京都にあった飛鳥時代から伊勢への道筋として阿保頓宮が定められるなど、その地理的条件から江戸時代には西国からの参宮街道（初瀬街道）の一つとして栄えました。初瀬街道の阿保宿・伊勢路宿は、現在も所々に町並みや常夜灯を残し、参宮講看板と共に当時の面影を伝えています。大村神社や宝厳寺など数々の歴史的資源や文化財と共に、昔からの自然豊かな秘境的な風土からくるものなのか、四鬼を従えた藤原千方伝説や吉田兼好が晩年を過ごした伝説があり、2020（令和 2）年には青山の豊かな山河を称える名のついた「伊賀市ミュージアム青山讃頌舎」が開館しました。

観光資源としては、室生・赤目・青山国立公園に位置する青山高原はすばらしい景色を誇り、別名「伊賀富士」とも呼ばれる尼ヶ岳には、健脚自慢のハイカーが多数訪れています。2023（令和 5）年には川上ダムの運用が開始され、周辺施設の「青山ハーモニー・フォレスト」と共に淀川源流域として都市部との交流・観光事業の拠点として期待されるところです。

## イ 過疎の状況

各地域ともに人口が1995（平成7）年から2020（令和2）年で23%以上減少しており、2020（令和2）年を見るとどの地域も高齢化比率が上昇し、若年者比率が低下する傾向は同様であり、少子高齢化が地域の課題となっています。

このように著しい人口減少と少子高齢化の進行は、子育て保育環境や教育環境にも影響を与え、かつ、地域コミュニティの担い手不足など、地域に与える影響も深刻化しています。

こういった地域が直面している諸課題や地域の実情を鑑み、自然・歴史・文化などの地域特有の魅力を、これまで培ってきた観光業や各産業に結び付けた地域づくりが必要です。

また、地域産業の基盤となる人材確保は重要な課題であり、空き家バンク制度等の各種施策を活用した移住・交流人口の拡大に取り組みながら、若い世代が住みやすく、生きがいを持って暮らせる安心・安全な生活環境が求められています。

## ウ 社会経済的発展の方向の概況

本市は、大阪湾に流入する淀川水系の最上流域に位置する木津川が市内を流れ、周囲が山々で囲まれた総面積の6割が森林で占められた自然豊かな地域です。

近年では、大阪、京都、名古屋といった大都市の中間に位置することから、これらの都市を結ぶ鉄道や高速道路などの交通網が整備され、その地理的な優位性を生かして、物流や観光、製造業の新規立地などが進み、経済発展を遂げてきました。

本市における産業別就労人口の動向をみると、1980（昭和55）年から第1次産業の全体に占める割合は年々減少しています。対照的に第2・3次産業の割合が高くなっています。

また、市内産業の推移では、2011（平成23）年度以降、市内総生産は緩やかに上昇傾向にあり、2018（平成30）年度には約5,500億円に到達しました。2019（令和元）年度はやや落ち込みましたが、近年は約5,500億円で推移しています。

市民所得の推移でも、市内総生産と同様、コロナ禍でやや落ち込みましたが、2011（平成23）年度以降緩やかに上昇傾向にあり、2021（令和3）年度には約2,682億円となりました。また、1人当たりの市民所得についても約311万円と、県平均よりも約4万円高い値となっています。

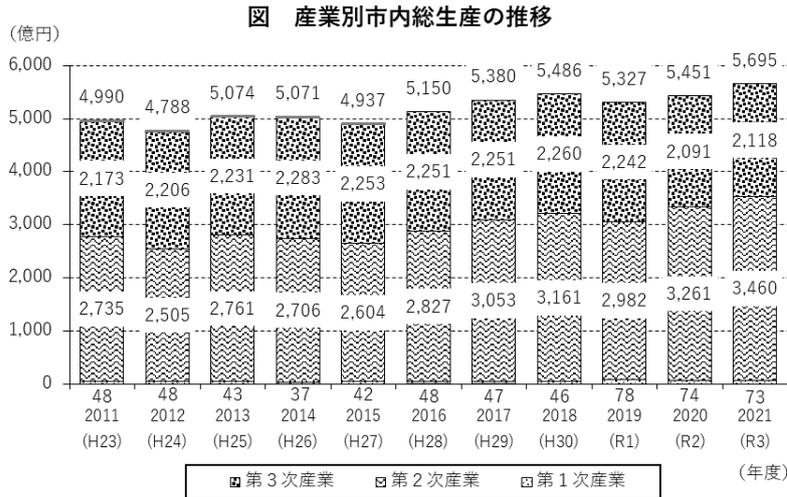
市内28地点の地価公示価格の平均値をみると、年々下落しており、2011（平成23）年から2025（令和7）年にかけて約26%の下落がみられました。近年は年度ごとの下落幅が小さくなっていますが、依然として下落が続いている状況です。

表1-1（1）本市過疎地域の総面積及び民有地における地目別面積

		島ヶ原地域	阿山地域	大山田地域	青山地域	
総面積		22.95 km <sup>2</sup>	72.97 km <sup>2</sup>	95.98 km <sup>2</sup>	109.00 km <sup>2</sup>	
民有地	総数	7.46 km <sup>2</sup>	36.52 km <sup>2</sup>	38.35 km <sup>2</sup>	53.69 km <sup>2</sup>	
	田	2.12 km <sup>2</sup>	10.03 km <sup>2</sup>	8.47 km <sup>2</sup>	5.33 km <sup>2</sup>	
	畑	0.73 km <sup>2</sup>	1.10 km <sup>2</sup>	0.93 km <sup>2</sup>	1.31 km <sup>2</sup>	
	宅地	小規模住宅用地	0.16 km <sup>2</sup>	0.46 km <sup>2</sup>	0.35 km <sup>2</sup>	0.72 km <sup>2</sup>
		一般住宅用地	0.20 km <sup>2</sup>	0.79 km <sup>2</sup>	0.48 km <sup>2</sup>	0.38 km <sup>2</sup>
		商業用地	0.26 km <sup>2</sup>	0.96 km <sup>2</sup>	0.83 km <sup>2</sup>	0.65 km <sup>2</sup>
		計	0.62 km <sup>2</sup>	2.21 km <sup>2</sup>	1.66 km <sup>2</sup>	1.74 km <sup>2</sup>
	森林※	13.15 km <sup>2</sup>	32.60 km <sup>2</sup>	77.22 km <sup>2</sup>	87.94 km <sup>2</sup>	
	山林	3.33 km <sup>2</sup>	17.69 km <sup>2</sup>	26.54 km <sup>2</sup>	42.42 km <sup>2</sup>	
原野	0.05 km <sup>2</sup>	0.22 km <sup>2</sup>	0.23 km <sup>2</sup>	0.65 km <sup>2</sup>		
雑種地	0.61 km <sup>2</sup>	5.28 km <sup>2</sup>	0.52 km <sup>2</sup>	2.24 km <sup>2</sup>		

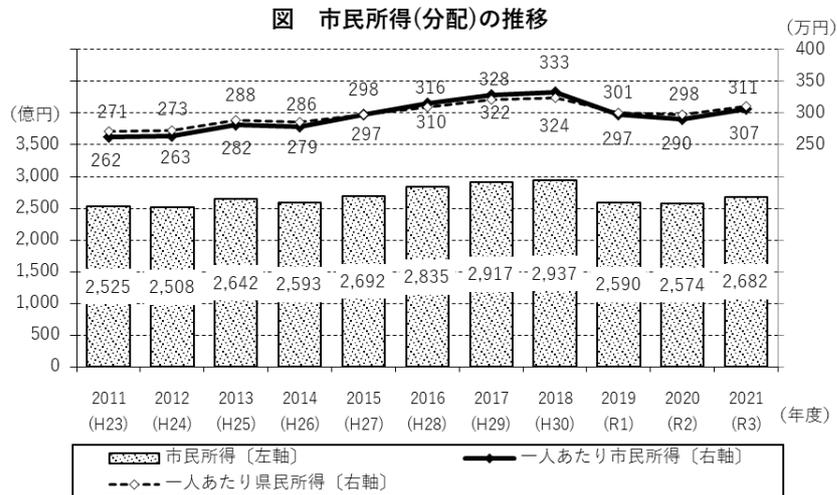
資料：固定資産概要調書 平成16年1月1日時点  
 ※森林面積は2000年世界農林業センサスより抜粋

表 1-1 (2) 産業別市内総生産の推移



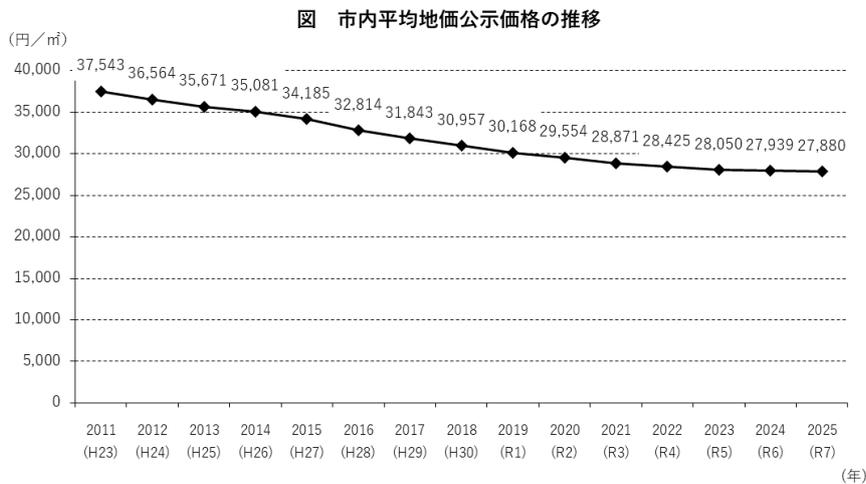
資料：三重県統計課「三重県の市町民経済計算」

表 1-1 (3) 市民所得（分配）の推移



資料：三重県統計課「三重県の市町民経済計算」

表 1-1 (4) 市内平均地価公示価格の推移



資料：一般社団法人土地情報センターの土地情報提供サービス

(2) 人口及び産業の推移と動向

・島ヶ原地域

島ヶ原地域の人口減少は、1980（昭和55）年と2020（令和2）年とを比較して、総人口が33%減少し、15～64歳の人口は56%減少しています。高齢者比率も年々増加していますが、65歳以上の人口は、2015（平成27）年をピークに2020（令和2）年には減少しています。

表 1-2 (1) 人口の推移（国勢調査）【島ヶ原地域】 (人/%)

区分	1980年	1990年		2005年		2015年		2020年	
	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,989	3,012	0.8%	2,705	-10.2%	2,230	-17.6%	1,994	-10.6%
0～14歳	496	463	-6.7%	272	-41.3%	202	-25.7%	152	-24.8%
15～64歳	2,018	1,946	-3.6%	1,536	-21.1%	1,064	-30.7%	896	-15.8%
15～29歳(a)	528	453	-14.2%	396	-12.6%	205	-48.2%	176	-14.1%
65歳以上(b)	475	603	26.9%	897	48.8%	964	7.5%	945	-2.0%
若年者(a)比率	17.7%	15.0%	—	14.6%	—	9.2%	—	8.8%	—
高齢者(b)比率	15.9%	20.0%	—	33.2%	—	43.2%	—	47.4%	—

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

・阿山地域

阿山地域の人口減少は、1980（昭和55）年と2020（令和2）年とを比較して、総人口が22%減少し、15～64歳の人口は38%減少しています。高齢者比率も年々増加していますが、65歳以上の人口は、2020（令和2）年でほぼピークを迎えているようです。

表 1-2 (2) 人口の推移（国勢調査）【阿山地域】 (人/%)

区分	1980年	1990年		2005年		2015年		2020年	
	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,149	8,459	3.8%	7,914	-6.4%	6,937	-12.3%	6,399	-7.8%
0～14歳	1,538	1,611	4.7%	1,062	-34.1%	746	-29.8%	627	-16.0%
15～64歳	5,359	5,386	0.5%	4,711	-12.5%	3,819	-18.9%	3,300	-13.6%
15～29歳(a)	1,368	1,264	-7.6%	1,169	-7.5%	897	-23.3%	732	-18.4%
65歳以上(b)	1,252	1,462	16.8%	2,141	46.4%	2,365	10.5%	2,422	2.4%
若年者(a)比率	16.8%	14.9%	—	14.8%	—	12.9%	—	11.4%	—
高齢者(b)比率	15.4%	17.3%	—	27.1%	—	34.1%	—	37.8%	—

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

・大山田地域

大山田地域の人口減少は、1980（昭和55）年と2020（令和2）年とを比較して、総人口が18%減少し、15～64歳の人口は38%減少しています。高齢者比率も年々増加していますが、65歳以上の人口は、2020（令和2）年でほぼピークを迎えているようです。

表 1-2 (3) 人口の推移（国勢調査）【大山田地域】 (人/%)

区分	1980年	1990年		2005年		2015年		2020年	
	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,768	5,750	-0.3%	5,700	-0.9%	4,978	-12.7%	4,718	-5.2%
0～14歳	984	893	-9.2%	676	-24.3%	543	-19.7%	497	-8.5%
15～64歳	3,720	3,566	-4.1%	3,241	-9.1%	2,617	-19.3%	2,298	-12.2%
15～29歳(a)	809	723	-10.6%	753	4.1%	531	-29.5%	475	-10.5%
65歳以上(b)	1,064	1,291	21.3%	1,783	38.1%	1,818	2.0%	1,863	2.5%
若年者(a)比率	14.0%	12.6%	—	13.2%	—	10.7%	—	10.1%	—
高齢者(b)比率	18.4%	22.5%	—	31.3%	—	36.5%	—	39.5%	—

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

・青山地域

青山地域の人口減少は、2005（平成17）年と2020（令和2）年とを比較して、総人口が19%減少し、15～64歳の人口は34%減少しています。高齢者比率も年々増加していますが、65歳以上の人口は、増加幅が小さくなってきており、ピークに近づきつつあるようです。

表 1-2 (4) 人口の推移（国勢調査）【青山地域】 (人/%)

区分	1980年	1990年		2005年		2015年		2020年	
	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,633	10,033	31.4%	11,137	11.0%	9,569	-14.1%	9,030	-5.6%
0～14歳	1,365	2,169	58.9%	1,431	-34.0%	976	-31.8%	823	-15.7%
15～64歳	5,084	6,358	25.1%	7,246	14.0%	5,640	-22.2%	4,777	-15.3%
15～29歳(a)	1,398	1,552	11.0%	1,991	28.3%	1,322	-33.6%	1,068	-19.2%
65歳以上(b)	1,184	1,506	27.2%	2,460	63.3%	2,948	19.8%	3,296	11.8%
若年者(a)比率	18.3%	15.5%	—	17.9%	—	13.8%	—	11.8%	—
高齢者(b)比率	15.5%	15.0%	—	22.1%	—	30.8%	—	36.5%	—

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

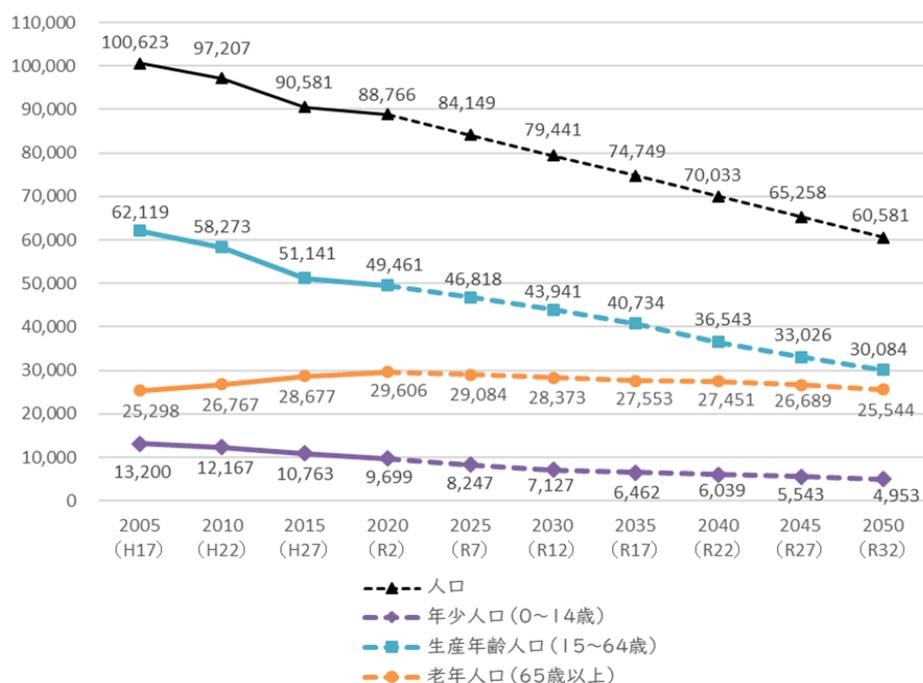
表 1-2 (5) 人口の推移 (国勢調査) 【市全体】

(人/%)

区分	1980年	1990年		2005年		2015年		2020年	
	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	95,582	97,752	3.6%	100,623	2.9%	90,581	-10.0%	88,766	-2.0%
0～14歳	18,207	16,780	-7.6%	13,200	-21.3%	10,763	-18.5%	9,603	-10.8%
15～64歳	63,525	63,919	0.2%	62,119	-2.8%	51,131	-17.7%	47,834	-6.4%
15～29歳(a)	17,383	16,468	-15.3%	16,304	-1.0%	12,361	-24.2%	11,584	-6.3%
65歳以上(b)	13,849	17,053	37.3%	25,298	48.3%	28,668	13.3%	28,933	0.9%
若年者(a)比率	18.2%	16.8%	—	16.2%	—	13.6%	—	13.1%	—
高齢者(b)比率	14.5%	17.4%	—	25.1%	—	31.6%	—	32.6%	—

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

表 1-2 (6) 伊賀市の人口の将来推計



資料：国勢調査及び「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)

市全体の産業別人口構成では、農業従事者を含む第1次産業従事者は、1980（昭和55）年から2020（令和2）年の40年間に75%（9,211人→2,307人）減少しました。第1次産業従事者は年々減少傾向にあり、合併以降の各地域の産業別人口構成は、2020（令和2）年のとおりであり、第1次産業の割合が低下し、第2次産業及び第3次産業の割合が上昇しています。ただし、総数が減少しているため、第2次産業及び第3次産業の実数は減少しています。

表 1-3 (1) 産業別就業人口の推移（国勢調査）【島ヶ原地域】 (人/%)

区分	1980年 昭和55年		1990年 平成2年		2005年 平成17年		2015年 平成27年		2020年 令和2年	
	実数	割合	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,710		1,604	-6.2%	1,359	-15.3%	1,023	-24.7%	970	-5.2%
第1次産業 就業人口比率	376	22.0%	14.9%	—	12.5%	—	8.2%	—	6.4%	—
第2次産業 就業人口比率	365	21.3%	31.4%	—	29.1%	—	25.8%	—	25.3%	—
第3次産業 就業人口比率	969	56.7%	53.7%	—	57.1%	—	65.4%	—	60.3%	—

表 1-3 (2) 産業別就業人口の推移（国勢調査）【阿山地域】 (人/%)

区分	1980年 昭和55年		1990年 平成2年		2005年 平成17年		2015年 平成27年		2020年 令和2年	
	実数	割合	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,581		4,424	-3.4%	4,036	-8.8%	3,539	-12.3%	3,338	-5.7%
第1次産業 就業人口比率	984	21.5%	10.1%	—	12.1%	—	8.4%	—	8.2%	—
第2次産業 就業人口比率	1,937	42.3%	51.8%	—	40.2%	—	39.5%	—	36.8%	—
第3次産業 就業人口比率	1,660	36.2%	38.0%	—	46.6%	—	49.7%	—	49.1%	—

表 1-3 (3) 産業別就業人口の推移（国勢調査）【大山田地域】 (人/%)

区分	1980年 昭和55年		1990年 平成2年		2005年 平成17年		2015年 平成27年		2020年 令和2年	
	実数	割合	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,267		3,087	-5.5%	2,916	-5.5%	2,453	-15.9%	2,386	-2.7%
第1次産業 就業人口比率	980	30.0%	15.9%	—	11.8%	—	9.1%	—	9.3%	—
第2次産業 就業人口比率	1,190	36.5%	47.4%	—	38.2%	—	36.5%	—	35.5%	—
第3次産業 就業人口比率	1,096	33.5%	36.6%	—	47.8%	—	52.9%	—	50.0%	—

表 1-3 (4) 産業別就業人口の推移 (国勢調査) 【青山地域】 (人/%)

区分	1980年 昭和55年		1990年 平成2年		2005年 平成17年		2015年 平成27年		2020年 令和2年	
	実数	割合	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,133		4,966	20.2%	5,794	16.7%	5,390	-7.0%	4,514	-16.3%
第1次産業 就業人口比率	1,081	26.2%	14.3%	—	6.6%	—	4.0%	—	4.6%	—
第2次産業 就業人口比率	1,352	32.7%	37.6%	—	34.1%	—	34.4%	—	32.7%	—
第3次産業 就業人口比率	1,700	41.1%	48.1%	—	58.0%	—	60.4%	—	57.6%	—

表 1-3 (5) 産業別就業人口の推移 (国勢調査) 【市全体】 (人/%)

区分	1980年 昭和55年		1990年 平成2年		2005年 平成17年		2015年 平成27年		2020年 令和2年	
	実数	割合	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	49,739		50,206	0.9%	49,996	-0.4%	45,348	-9.3%	44,363	-2.2%
第1次産業 就業人口比率	9,211	18.5%	10.5%	—	7.5%	—	5.8%	—	5.2%	—
第2次産業 就業人口比率	17,642	35.5%	42.7%	—	38.5%	—	38.6%	—	38.3%	—
第3次産業 就業人口比率	22,886	46.0%	46.9%	—	53.1%	—	53.8%	—	51.4%	—

### (3) 行財政の状況

本市の2010（平成22）年度から2020（令和2）年度の10年間の歳入総額は、新型コロナウイルス対策の財政出動を除くと450億円前後を推移していますが、合併に伴う特例措置である地方交付税の算定替え期間や合併特例債の発行期限が終了したことから、今後は、歳入額が減少していくことになります。

歳出総額は、2010（平成22）年度から2020（令和2）年度の10年間で増加傾向にありますが、歳入の減少に伴い歳出の抑制が見込まれます。歳出の内訳をみると、義務的経費が全体の50%程度を占め、経常収支比率の上昇による財政の硬直化が懸念されます。財政力指数は、2010（平成22）年度は、0.69ポイントでしたが、2020（令和2）年度には、0.64ポイントと0.05ポイント減少しています。

表1-4 (1) 財政の状況

(千円)

区分	2005(H17)年度	2010(H22)年度	2015(H27)年度	2020(R2)年度
歳入総額 (A)	41,767,401	45,457,973	44,811,766	55,134,273
一般財源	26,526,428	28,162,936	28,741,432	27,597,946
国庫支出金	3,705,634	4,885,469	4,930,837	15,715,670
都道府県支出金	2,324,955	3,077,662	2,769,326	2,652,995
地方債	4,219,500	6,023,300	4,954,400	4,049,159
うち過疎対策事業債	0	0	0	0
その他	4,990,884	3,308,606	3,415,771	5,118,503
歳出総額 (B)	40,899,331	43,700,198	43,534,413	54,080,937
義務的経費	20,809,188	22,011,562	22,777,912	22,513,343
人件費	9,841,554	9,014,634	8,717,161	9,561,421
扶助費	5,110,927	6,707,582	7,544,895	7,099,541
公債費	5,856,707	6,289,346	6,515,856	5,852,381
投資的経費	5,430,979	5,175,953	4,350,645	3,964,752
うち普通建設事業	5,345,438	4,799,010	4,035,842	3,734,973
その他	14,659,164	16,512,683	16,405,856	27,602,842
過疎対策事業費	0	0	0	0
歳入歳出差引額 (C)=(A)-(B)	868,070	1,757,775	1,277,353	1,053,336
翌年度へ繰り越すべき財 源 (D)	119,124	158,177	325,896	223,679
実質収支 (C)-(D)	748,946	1,599,598	951,457	829,657
財政力指数	0.63	0.69	0.65	0.64
公債費負担比率	18.2	18.3	19.8	18.3
実質公債費比率	15.4	14.8	13.2	10.5
起債制限比率	11.3	11.4	9.5	7.4
経常収支比率	92.3	89.7	92.4	97.1
将来負担比率	—	124.8	90.8	68.7
地方債現在高	56,043,236	57,512,326	55,341,984	53,262,774

表 1-4 (2) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

区分		1980(S55) 年度末	1990(H2) 年度末	2000(H12) 年度末	2010(H22) 年度末	2020(R2) 年度末
市道	改良率 (%)	—	—	—	26.1	27.2
	舗装率 (%)	—	—	—	52.0	81.9
農道	延長 (m)	—	—	—	203,940	201,742
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)		—	—	—	27.1	—
林道	延長 (m)	—	—	—	230,329	222,760
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		—	—	—	—	—
水道普及率 (%)		—	—	—	87.0	99.6
水洗化率 (%)		—	—	—	67.9	80.3
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)		—	—	—	11.09	12.14

※2010 (H22) 年度末以降は伊賀市

※伊賀市合併以前の数値については不明

※2020 (R2) 年度末の欠損データについて、統計データ未更新のため不明

※資料出所：「三重県統計書」、「伊賀市統計書」、「公共施設状況調査」

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

伊賀市総合計画は、伊賀市における最上位の計画として、中長期の展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本となる方針を定めたものです。

伊賀市では、合併から 20 年、あらゆる主体との協働、共創により、これからの伊賀市の新しいまちづくりを 2025 (令和 7) 年度に策定した第 3 次伊賀市総合計画に沿って進めています。過疎法制定の理念は、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方を維持しつつ、過疎地域の持続的発展を支援し、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することと、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上の実現を目指すこととされています。

こうした法の理念に沿って、豊かで多様な価値観・文化、地域の繋がりを守り、自然、歴史、地域性、郷に住む人々、そして風土を生かした特色ある地域として、持続的に発展させるための方針を定めます。

過疎地域については、これまで様々な対策を展開し各種公共施設の整備や交流人口の増加等に一定の成果をあげてきましたが、どの地域とも人口が減少し、高齢化率が上昇し、若年者比率が低下する傾向は同様であり、少子高齢化が地域の課題となっています。このように著しい人口減少と少子高齢化の進行は、子育て環境や教育環境にも影響を与え、かつコミュニティの担い手不足など地域に与える影響も深刻化しています。こういった地域が直面している課題や地域の実情を鑑み、自然・歴史・文化などの地域特有の魅力を、これまで培ってきた観光業や各産業に結び付けた地域づくりが必要です。また、地域産業の基盤となる人材確保は、重要な課題であり空き家バンク制度等の各種施策を活用した移住・交流人口の拡大に取り組みながら、若い世代が住みやすく、生きがいを持って暮らせる安心・安全な生活環境が求められています。

移住定住対策は、空き家バンク制度等各種施策を活用し、移住希望者などに対する PR や受入体制の整備による移住定住人口の拡大に取り組みます。また、地域の魅力を発信し、関係人口の増加にも取り組みます。

農業振興は、地域での農業生産活動を継続的に行うとともに、寒暖差が大きい伊賀市の気候を活かした伊賀米・伊賀牛など地域の農畜産物のブランド力を高めます。

林業振興は、森林環境の整備・木材の利活用・森林の魅力創造・人材育成を進め、伊賀の森林や里山に誇りを持てる魅力ある地域の山づくりを推進し地域の活性化を図ります。

商工業振興は、地場産品の流通整備や情報発信の機会創出により販路の拡大を目指します。また、後継者の育成、農林業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組めます。

情報化は、デジタル社会への変革が進んでおり、担い手不足が深刻化する地域において、デジタル技術を活用した新たな事業の創出など、豊かな暮らしの実現や地域課題の解決に向け、取り組めます。

交通対策は、生活に必要な移動手段として重要な役割を果たしている地域公共交通の利用を促すために、地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を行い、利用しやすい交通体制を構築します。

生活環境は、安心して暮らせる環境を守り、住民誰もが安全で文化的な生活を営める地域づくりを進めるため、地域の自主防災力を高め、高齢者などの情報弱者への支援に取り組めます。

子育て支援は、家庭や地域での支え合いや住民同士のつながりを強め、安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を推進し、地域で育む意識の醸成に取り組めます。

高齢者支援は、住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりに取り組めます。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増える中で、地域の誰もがともに助けあい、ともに生きる地域づくりに取り組めます。

教育では、子どもたちが、未来に夢や希望を持つことができるよう、次代に繋がる教育環境の検討に取り組めます。

集落の整備では、こうした地域の維持管理とコミュニティの維持に向けて、地域組織やそれらの活動基盤の強化につながる支援に取り組めます。また、移住人口の拡大と外部人材を積極的に活用し地域の発展に取り組めます。

地域文化の振興では、それぞれの地域の歴史の中で形成された多くの文化財、文化遺産があり、こうして受け継がれた文化遺産の保存・継承、伝統文化の継承にも取り組めます。

さらに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に基づき、さまざまな市民が活躍できる多様性と包摂性のある地域社会を目指します。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口減少に伴う少子高齢化によるコミュニティの維持が危ぶまれる中、伊賀市総合計画にあわせ、持続可能な地域社会の形成に向けた将来人口や指標を表1-5(1)～(2)とし、特色ある魅力あふれる地域づくりを目指します。

また、人口は、自然動態と社会動態の双方からの影響を受け、これらの要因が重なり人口動向が形成されることから、特にこれらに影響を及ぼす指標として、過疎地域における「0歳人口」と「移住者数」に着目します。

表1-5(1) 将来人口推計(目標値)

	2020 R2年	2030 R12年
島ヶ原地域	1,994人	1,639人
阿山地域	6,399人	5,536人
大山田地域	4,718人	4,020人
青山地域	9,030人	7,950人

※将来人口推計は、2020（令和2）年国勢調査を基に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」で使われている社人研から公表された基礎データに基づき算定した人口予測

表 1-5（2） 着目値

	指標	最新の数値
自然動態に関連する指標 （0歳人口）	住民基本台帳に基づく人口のうち9月末現在の過疎地域の0歳人口	400人（68人）* （2024（令和6）年）
社会動態に関連する指標 （移住者数）	移住コンシェルジュによる相談を通じた移住者のうち過疎地域へ移住した人数	90人（32人）* （2024（令和6）年度）

\*括弧内の人数は、過疎地域の内数

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

当計画における達成状況の評価は毎年度当初に前年度の達成状況の評価を行い、市ホームページへ掲載し市民に向けて報告を行います。

（7）計画期間

伊賀市過疎地域持続的発展計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年とします。

（8）伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を次のとおり定めています。

## <ハコモノマネジメントの3原則（ハコモノ3R）>

### Reduce（リデュース）<総量の縮減>

- ①公的関与のあり方の考え方にに基づき、適正な保有量の実現に向けた目標値（総量目標）の実現に向けて総量を縮減する
- ②合併に伴う類似・余裕施設の整理を行う
- ③ハコモノの更新や新設については、原則として既存施設の有効活用（転用など）を優先し、ハコモノの総量を増やさない
- ④民間においても実施可能なサービスは、行政で提供する必要性を十分に議論し、優先度の低いハコモノは売却や譲渡を視野に入れて検討する
- ⑤施設利用者が地域住民に限定されるハコモノ（コミュニティ圏域施設）は、維持管理を含めた地域への譲渡を検討する
- ⑥耐震性が無いハコモノなど、地域への譲渡が困難な場合は、廃止を検討する

### Remix（リミックス）<機能の複合化>

- ①多機能化による複合施設の設置を推進する
  - 既存施設の活用を優先する
  - 新たにハコモノを整備する場合は、将来の人口動向を見据えた適正規模を基本とする
  - 複合施設の整備に合わせて施設名称や設置条例などの見直し（変更や一本化）を行う
  - 主たる目的が失われているなどの理由でハコモノを廃止する場合、必要な機能がある場合には、その機能を他のハコモノに移転する（放課後児童クラブなど）
- ②建替えや大規模改修を実施する場合、他の機能を統合し新たな拠点施設として整備する
- ③利用率（稼働率）が低い、収支の改善を要する場合は、必要な機能を他施設に移転し、移転により未利用となったハコモノは、跡地利用を踏まえて検討する

### Run（ラン）<運営の適正化>

- ①コミュニティ圏域施設は、地区による管理へと運営主体の移行を図る
- ②運営改善による利用者の増加や受益者負担の適正化を行い、改善が見込めない場合は統廃合の検討対象とする
- ③継続して維持する場合は、予防保全の考え方にに基づく長寿命化により施設機能の向上を図る
- ④大規模なハコモノについては、PPP/PFI などによる民間資本の活用を検討する

## <インフラマネジメントの3原則（インフラ3R）>

### Research（リサーチ）<的確な現状把握>

- ①定期的な点検診断（道路ストック総点検、橋梁劣化診断など）により、劣化状況等を的確に把握する
- ②日々のパトロールなどによる点検診断による劣化状況等の把握に加え、国の指針などに基づく道路ストック点検、橋梁劣化診断などの一斉点検を確実に実施することで、劣化箇所の把握や修繕計画の優先度の判断に活用する
- ③点検診断結果については、一元的な情報の集約化などによる課題の可視化を図るための手法を検討する
- ④保有資産の整備年度や金銭情報などを管理する固定資産台帳の情報を活用し、効率的なデータ一元化手法を検討し、計画の見直しなどに活用する
- ⑤国が検討している点検診断等に関する分野別の点検診断に関する基準や新技術の導入の動向を踏まえ、効率的かつ安価な点検診断手法へ活用を図る

### Repair（リペア）<優先度に基づく補修更新>

- ①不具合が顕在化してから対症療法的に対策を行う事後保全型の維持補修から、劣化状況を予測し、不具合が顕在化する前に対策を行う予防保全型の手法へ転換することで耐震化や長寿命化などを通じたインフラの性能・機能維持を図る
- ②ハコモノの更新ピーク時期となる2030（令和12）年度から2045（令和27）年度と、インフラの更新ピーク時期が重ならないよう、更新の優先度を整理する
- ③点検診断結果を踏まえた優先度に基づく更新を行うことで、インフラの将来更新費の節減及び単年度の歳出額の平準化を図る
- ④優先度の検討にあたっては、国（各省庁別）の個別実施計画を参考としつつ、インフラの用途類型ごとの長寿命化計画などを策定し、長寿命化計画に基づき計画的な更新を行う

### Restructure（リストラクチャー）<インフラの再編整理>

- ①今後の利用が見込めない場合は、除却（解体等）を検討し、除却にあたっては地方債の充当などの財政措置による財源確保を図る
- ②将来の人口動態や需要予測、財源の制約を考慮し、必要に応じて運営の効率化や可能なものについてはダウンサイジング（規模の適正化）を図る
- ③将来の維持補修や更新費の増大を考慮し、省庁別の施設整備交付金やPPP/PFIなどによる整備手法の検討などを通じた財源の確保を検討する
- ④特別会計や事業会計施設は、独立採算を基本とし、受益者負担や料金収入などの範囲内で今後の補修・更新が可能となるような規模を検討する
- ⑤行政区域をまたがる広域的な利用の可能性があるインフラについては、周辺の自治体との連携による広域事務への移行などの有効性を検討する

本計画における全ての公共施設についても、上記の考え方にに基づき適正な配置や維持管理に努め、必要な事業を適切に実施します。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### <移住・定住>

伊賀市は、2016（平成 28）年から移住・定住対策及び空き家の利活用に取り組み、移住者にも空き家の利用促進が図られています。

しかし、移住人口よりも出生数の減少と死亡者の増加、若年者の流出が大きく、人口減少の歯止めがきかない状況となっています。また、地域の伝統文化などの活動や地域での環境整備作業といった共同活動における人員不足と高齢化に伴う活動の縮小が進んでいます。

#### <地域間交流の促進、人材育成>

島ヶ原温泉やぶっちゃ及び伊賀の国大山田温泉さるびのは、2023（令和 5）年 3 月に民間事業者に譲渡されましたが、地域住民の健康増進及び福祉向上と、世代間交流及び地域間交流の核となる拠点施設であり、地場産農産物販売などの地域の産業振興等にも寄与する施設です。

阿山交流促進施設は、地域資源を活用した集客交流施設として地域の歴史・文化・観光情報などを発信し、地域産業の振興及び地域文化の向上を目指し、地域住民のふれあい交流を深めることのできる場となる施設です。

青山ハーモニー・フォレストは、山村地域の特性や資源を活用し、都市との交流を深めるとともに地域の活性化及び地域振興を図る施設として寄与しています。

こうした目的を達成するため、関係人口の増加や地域の産業振興等につながるさらなる情報発信と利活用を図る必要があります。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

人口の流出、またそれに伴う後継者不足や地域活力の低下という諸問題に対し、移住・定住人口の増加と地域産業の担い手の確保・育成のための対策に取り組み、県や関係団体、住民自治協議会等と連携を図ります。

また、都市部をはじめとした市外・県外における移住希望者に向けて、インターネットや都市部で開催する移住相談会を通じて情報発信を行います。

#### ▽具体的施策

##### <移住・定住>

空き家を地域資源として捉え、市と住民自治協議会及び地元自治会等とが連携し、空き家情報の集積と活用を促進し、移住者の獲得を目指します。また、空き家バンク制度利用者に対して本市過疎地域の魅力を発信していくと共に、来たい・住みたい・住み続けたいと思える受入体制づくりを行います。

また、近年の若い世代を中心とした都市部から地方へ移住しようとする潮流の高まりを契機と捉え、移住コンシェルジュによるきめ細やかな相談を行い、移住希望者に受け入れられる地域とするため、地域住民との交流を促進するとともに、地域の伝統文化や地場産業など、各地域の特性を生かした取り組みにより、移住者を増やすことで、集落の再生と維持を目指します。

さらに、空き家情報を集積し、積極的な活用を促すための地域内啓発と住民の理解を深め、安心して受け入れられる体制づくりを目指します。

また、移住者に対し空き家の購入費用等の負担の軽減を図るなど、特に若者・子育て世代をターゲットにした積極的な移住施策を推進します。

<地域間交流の促進、人材育成>

移住者も地域住民も誰もが暮らしやすい地とするため、地域の環境整備はもとより、移住者を受け入れる体制づくりを目指します。また、地域おこし協力隊制度を活用して、地域の活性化に向け意欲ある人材の移住を進めるとともに、地域で活躍するために必要な研修や起業支援等を行うことにより、地域を支える人材の育成を図ります。

地域間交流においては、公民連携による取組を拡充し、集客力の強化と交流機会の拡大を図るとともに、既存の観光施設と地域の連携を強化し、都市部との繋がりを深めることで、地域間交流を促進します。

特に若者や女性が定着・定住できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進やジェンダーギャップの解消に向けた取組を行い、地域活性化に寄与する人材の育成を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流				
	交流拠点施設	交流拠点施設整備	伊賀市、民間事業者等		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・交流促進事業	伊賀流空き家バンク制度を活用した移住人口の獲得を進めます。		伊賀市	
		若者・子育て世帯の移住促進を図るため、空き家を取得した移住者や市内定住した移住者に対する支援を行います。		伊賀市	
		都市部での移住相談会等への参加及び地域の魅力発信を行います。		伊賀市	
		移住希望者や移住した世帯との交流事業を進めます。		住民自治協議会	
		空き家所有者への理解の促進に努めることで、地域の空き家情報集積及び住民の空き家問題に対する意識の喚起や空き家利用への理解醸成と移住者を迎える体制づくりを進めます。		住民自治協議会	
移住希望者を対象とした空き家利活用事業の取組を進めます。		住民自治協議会			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・交流促進事業	関係人口、交流人口を増やすことを目的として、空き家等を誘客施設として再利用を図るための取組を行います。	住民自治協議会	
		若者定住のための奨学金等返還支援を行います。	伊賀市	
		地域おこし協力隊制度を積極的に活用します。	伊賀市	
		関係人口、交流人口を増やし地域の魅力を発信する施設として、交流拠点施設の有効活用等を図ります。	伊賀市 民間事業者等	

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### <農業の振興>

農業の担い手不足や高齢化などにより、耕作放棄地が増加しています。また、本市過疎地域は、中山間地が多く、農業における経営耕地は小規模零細であるほか、生産効率が低いことが課題として挙げられます。さらに、周囲を山に囲まれ、獣による獣害柵の破損をはじめ農作物被害が深刻化しており、生活環境及び農業生産の両面で悪影響を及ぼしています。

##### <林業の振興>

市の総面積の約 60%を占める森林について、本市過疎地域のうち、古くから林業が盛んな大山田地域、青山地域では人工林率が高いものの、島ヶ原地域、阿山地域では天然林の割合が高く、市全体の人工林率は約 57%で、零細で小規模な所有者が多くなっています。

このような状況下で、地域の森林は、国産木材需要の停滞、林業労働者の高齢化・担い手不足・木材価格の低下等により林業経営の悪化、森林・里山の荒廃が進み、防災面からも森林の多面的機能の回復が必要です。

##### <商工業の振興>

小売業などの商業については、物価高騰等の影響もあり、コロナ禍前の状況には回復していない中、地域に密着した商店街に空き店舗が増えるなど、商業機能低下が進んでおり、商店街の活性化や、後継者育成、事業承継の取組を進める必要があります。また、日常の買い物に不便を感じる地域においては、生活を支えるための対策が課題となっています。

さらに、本市過疎地域は、伊賀米や伊賀焼などの地域産品を数多く有しており、地場産業の振興や、新たな産品づくりを推進するために取り組んでいる「伊賀ブランド」事業の、さらなるブランド力の強化、販路拡大に向けた事業展開が必要です。

##### <観光の振興>

本市過疎地域には、多くの文化遺産や景観資源のほか、温泉施設やスポーツ施設・キャンプサイト・農作物直売所などの滞留型リゾート施設（以下「観光交流施設」という。）があり、京阪神や中京方面から多くの方が訪れています。さらに、観光客の満足度を向上させ、滞在時間の延伸につながる体験メニューの充実や観光資源の魅力をより深く伝えることのできる人材の確保が必要です。

#### (2) その対策

##### ▽基本方針

農林業の持続的な発展を促すため、担い手の確保・育成や地域の特性に即した生産基盤の整備等を通じて生産の維持・効率化を図ると共に、地域資源を活用したビジネスの創出・特産品の開発などに、観光交流施設や住民自治協議会、関係機関などと連携し取り組みます。また、地域の活性化を図るため、観光交流施設を核として、地域資源を活かした事業創出を進め、産業振興・観光振興に取り組みます。

市が所有する観光交流施設は適切な運営形態を模索する中で地域の活力を生かしながら、施設の維持継続を図ります。

## ▽具体的施策

### <農業の振興>

将来にわたって、安定した農業経営を実現するため、多様な担い手を育成するとともに、6次産業化、地産地消、農商工連携、農福連携等の新しいビジネスに取り組みます。また、農畜産物の高付加価値化や農作業の効率化の取組により、農業経営の安定化を図り、営農意欲を喚起し、有害獣から農作物を守るため、獣害柵の補修の支援や鳥獣被害の予防に取り組みます。

### <林業の振興>

森林環境整備のため、間伐等の推進・林業事業者等の育成・森林経営計画の策定等を支援します。不明瞭な森林の境界の明確化を行い、森林施業の合理化を進めます。

各種講習会等を開催し、新規林業就業者の支援を行います。

市民・地域・行政が連携して、森林整備・人材育成・担い手の確保・木材利用の促進や普及啓発を目的とした「伊賀市未来の山づくり協議会」を中心に、森林環境等の整備や林業発展に取り組みます。

公共施設をはじめ、民間施設、住宅等に伊賀産材を活用し、地域内利用を促進します。

### <商工業の振興>

将来人口の減少が見込まれるなか、著しく高齢化が進む地域において、将来的には、交通手段により中心市街地などへ移動せずとも生活必需品が購入できるような手立てが必要となります。そのため、地域の生活基盤と地域商業関係者の持続的な経営を支えるため、移動販売やIoT技術を活用した宅配サービスなどの地域に密着した商業環境の整備に向けた取組を促進します。

また、地域産業の活性化に向けて、各種イベントへの地域資源の活用や地域特産物をPRするなどの取組により商業の活性化に取り組みます。官民が連携・協働して、伊賀ブランド認定品や伝統的工芸品の価値向上、伊賀の魅力の効果的な情報発信・販路拡大に向けて取り組みます。

### <観光の振興>

地域の観光交流施設やDMO、民間の観光関連事業者などと連携し、地域の魅力づくりと情報発信に取り組みます。有形無形の観光資源を観光コンテンツとして磨き上げ、観光客の滞在時間を延伸させるとともに、満足度やリピーター率を向上させます。

また、「忍者＝伊賀」をテーマにした誘客プロモーションやイベントを通じて、観光拠点としての地域活性化に取り組みます。さらに、関西方面の観光団体や近隣地域と連携し、広域周遊の仕組みを構築します。

## (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	農畜産物の生産振興	地場産の農畜産物のブランド力の向上を図り、6次産業化など新しいビジネスモデルの導入を支援し、農業所得の確保に取り組み、省力化・農作業の精緻化を促進し、スマート農業を推進します。また、狩猟者の確保や育成等、地域ぐるみで鳥獣害を軽減する活動の支援を行います。	伊賀市、民間事業者等	
	生産基盤の確保・維持	地域が主体となって実施する保全管理活動を推進し、農業・農村の有する多面的機能の発揮促進に取り組みます。	伊賀市、民間事業者等	
	担い手の確保・育成	担い手や集落営農組織を支援し、農地が適正に維持管理され、経営力が強化される取組を進めます。また、新規就農者の確保に向けて、関係団体と連携した支援体制や環境づくりを進めます。	伊賀市、民間事業者等	
	地産地消の推進	学校給食に地域の優れた食材を積極的に提供し食育を推進することで、未来の消費者を育成し、地域に対する住民の誇りの醸成を図ります。また、市内産農産物直売所と販売農家を支援し、市民へ地場産物を提供します。	伊賀市、民間事業者等	
		地産地消の取組として地域固有の農作物の栽培育成、特産品の開発等に取り組みます。特に次世代への働きかけとして、食育を通じた取組を行います。	住民自治協議会	
	森林環境の整備	森林環境整備のため、間伐施業に取り組みます。また、新規林業就業者の確保に向け、関係機関等と連携して事業を実施します。	伊賀市、民間事業者等	
森林資源の活用	公民が連携し、森林整備や林業発展に取り組みます。また、伊賀産材を活用し、地域内利用を促進します。	伊賀市、民間事業者等		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 産業の振興	消費・流通ニーズへの対応	消費や流通の形態が多様化するニーズに対応できるよう、商業環境の整備に向けた取組を促進します。	伊賀市、民間事業者等	
	地域資源の発信強化	地域製品のブランド化、ふるさと納税の推進などにより地域資源の価値を向上させるとともに、戦略的な発信により地域資源の魅力を広く伝えます。	伊賀市、民間事業者等	
	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	DMOと連携して効果的な情報発信や観光案内プロモーションを充実させ、観光客の増加を図ります。	伊賀市、民間事業者等	
	地域全体で観光客を受け入れる体制づくり	年間を通じて集客が見込める新たな事業・サービスを創出・発信します。また、タビナカ*での情報発信や案内環境を整え、観光客の受入態勢を充実させます。 *「旅の中」を意味する観光用語で、旅行中に宿泊、飲食、アクティビティ参加、お土産購入などを行う消費活動全般を指します。	伊賀市、民間事業者等	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
島ヶ原地域 阿山地域 大山田地域 青山地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	2026（令和8）年4月1日 ～2031（令和13）年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するための事業の内容 上記（2）及び（3）のとおり

#### (5) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

#### 4. 地域における情報化

##### (1) 現況と問題点

デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するために Society5.0 という世界観が提唱されている中、革新的な情報通信技術は浸透途上であるものの、これらの技術を活用し、地域の諸課題に対応した技術の導入が求められており、本市過疎地域においても、地域の高齢者などインターネットや携帯電話の利用が無いなどの情報弱者が、革新的な情報通信技術による恩恵を享受することができる、地域内の情報共有の仕組みの構築が必要となっています。

##### (2) その対策

新たな情報通信技術を活用し、地域社会のイノベーションを通じて、閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会及び一人ひとりが快適な生活を享受でき住民誰もが活躍できる社会並びに地域を持続的に発展させるために、産学官地が連携し、地域の課題克服のため、伊賀市デジタルトランスフォーメーション基本方針や実行計画に基づき、デジタル施策を推進します。

広報やホームページをはじめとする様々な媒体で新しいサービスの周知を行い、利用促進に取り組みます。デジタル機器に不慣れな人でも操作が容易にできるようサービス向上に向けた改善にも取り組みます。また、地域の新たな価値を生み出し、過疎地域における課題や困難を克服するため、情報通信技術を活用して住民同士の連携を強化するとともに、IoT 技術等を活かした地域づくりに取り組む団体や住民自治協議会を支援します。

また、デジタルデバイド対策を通じて、高齢者や情報弱者が不安なく日常生活を送れるよう、情報リテラシーの向上を図ります。

##### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	IoT や AI 等の新しい情報通信技術を活用したデジタルサービスの提供を推進します。 市民が安心してデジタルサービスを利用できるよう、デバイド対策を行います。	伊賀市	
		SNS、ホームページなどデジタルを主体とした効果的な情報発信を行います。	住民自治協議会	

##### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### <道路・橋梁等>

地域のさらなる発展や、安全・安心な暮らしを確保するため国道や県道などの幹線道路については、生活、産業、観光振興等においても非常に重要な路線として、整備や改良が必要です。また、主要な幹線道路を補完し幹線道路と各地域を結ぶ生活道路に位置付けられる市道の整備についても、現道の部分的拡幅や排水施設整備などの質的な機能向上を図るため、必要性が高い路線について選択と集中による効果的な整備を進める必要があります。

また、橋梁については、長寿命化を進めるため、定期点検を適切に行い、健全性の診断を行うことで予防保全型による持続的なインフラメンテナンスを行います。維持管理費の増加が見込まれるなか、点検結果や利用状況等を踏まえ、施設の集約化、撤去又は機能縮小を進めていく必要があります。

#### <交通手段>

少子・高齢社会の進展やマイカーの普及に伴い、通勤・通学者の公共交通機関利用が減少傾向にあります。また、運転手不足の深刻化といったこともあり、現状の交通網を維持することも厳しい状況に陥っています。

このような状況から、新しい移動サービスの導入や様々な交通手段の総動員により、地域の実情に応じた交通ネットワークの構築が必要となっています。

### (2) その対策

#### <道路・橋梁等>

国・県道等の主要な幹線道路対策は、産業振興や交流の促進、また災害時の避難経路など極めて重要であることから、老朽化した舗装及び側溝の改修、維持管理、道路整備等に係る要望活動に取り組みます。

また、それらの主要幹線道路を補完する本市過疎地域管内の地域を結ぶ市道等の生活道路についても、都市マスタープランに位置付けられたコンパクトシティを見据え、地域内で重要性の高い路線から優先して、道路の整備や橋梁の維持管理を適切に進め地域の安全性を確保します。

#### <交通手段>

利用者のニーズを踏まえながら、行政サービス巡回車のタイヤ見直しや運行ルートの改善を図るとともに、老朽化した車両を更新することにより、運行の安全確保に努めます。また、高齢化が進むなか、高齢者などが運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや若者の移動ニーズへの対応のため、地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を地域とともに進め、日常的に利用しやすい交通体制を構築します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道路			
	市道等の維持 管理等	過疎地域内道路について定期的に巡視、点検等を行い、危険箇所を補修・改良します。また、台風や集中豪雨などの自然災害にも備え、安全・安心な交通を確保します。	伊賀市	
	橋梁			
	橋梁等の維持 管理等	伊賀市橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検を定期的実施し、橋梁等の損傷状況を踏まえ、修繕と集約、撤去を推進することにより過疎地域内の橋梁の安全性を確保し、適切な維持管理を行います。	伊賀市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を地域とともにを行い、利用しやすい交通体制を構築します。	伊賀市	
	市が運行に関わるバス事業について、利用促進を図りつつ、効率的な運行とするべく必要な見直しを行います。	伊賀市		
地域独自の交通手段の確保	地域住民のニーズによる地域独自のコミュニティ交通手段の確保及び地域移動支援の検討に取り組みます。	住民自治協議会		

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### <消防>

本市過疎地域の常備消防体制は、伊賀消防署島ヶ原分署、阿山分署、大山田分署、南分署により運営していますが、今後の更なる人口減少や、消防需要の動向、市の財政状況及び庁舎の老朽化等を踏まえ、2025（令和7）年3月に策定した第2期伊賀市消防本部組織再編計画に基づき、市域全体での署所の適正配置を進める必要があります。

非常備消防体制では、現在の本市の消防団組織は、消防団本部、旧市町村単位を基本とする10分団及び女性分団で構成されており、域内では各1分団が設置されていますが、消防団員の確保については、人口減少とそれに伴う若者の流出、地域活動に対する意識の希薄化等により、消防団員が確保できない状況となってきています。また、被雇用者団員の増加や勤務形態の多様化により、災害出動等に即時に対応できない団員が増加していることも課題となっています。

また、施設等については、老朽化が進展しており、消防団車両、消防ポンプ及び消防ポンプ庫等の、保有数の多さや厳しい財政状況などから更新が遅延しています。特に消火活動の要となる消防ポンプ及び車両は、将来的な適正数を考慮しながら、計画的に更新を行う必要があります。

域内の消防水利については、非耐震や基準水量を満たしていない防火水槽が多く存在していることに加え、消防活動上、新たに防火水槽の設置が必要な地域があり、大規模地震等の消火活動への影響が懸念されます。

#### <防災>

本市では、1953（昭和28）年の豪雨災害や1959（昭和34）年の伊勢湾台風などの大規模な浸水被害を受け、治水対策を進めてきましたが、近年、各地で大規模な水害が頻発している現状があるなか、浸水や増水による災害を防ぐため、河川の浚渫を継続して実施するとともに、豪雨による浸水リスク情報の整備と避難体制の確保の必要があります。

また、本市過疎地域は地勢的要因から急傾斜地が多く、2001（平成13）年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべりにより被害を受けるおそれのある区域を三重県が指定し公表した「土砂災害特別警戒区域」や「土砂災害警戒区域」として多くの区域が指定及び公表されています。そのため、警戒区域に指定されている区域内に住戸が多くあり、近年の全国的に多発する集中豪雨や大地震による被害が懸念されます。

#### <廃棄物処理>

現在、伊賀市のごみを処理しているさくらリサイクルセンターと伊賀南部クリーンセンターの両施設は、地元との協定により操業期限が令和16年3月までとなっていることから、それまでに次期ごみ処理体制を構築する必要があります。

また、ごみ排出抑制、再利用、再資源化を図るため、資源循環型社会の形成に向けて市民・事業者・行政が互いに連携し、協力しながら共通の目標に向かって取り組むことが不可欠です。

#### <生活排水処理>

本市過疎地域の生活排水処理施設の整備は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽により実施していますが、施設の老朽化が進んでいます。

また、公営企業である下水道事業は、使用料収入で賄うことを基本として経営していますが、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより使用料収入が減少し、経営状況は厳しくなっています。

#### <住宅環境整備>

本市過疎地域には住宅団地、農山村集落地などが点在し、住宅地として多様な選択肢があります。一方で、木造住宅の耐震化率は、市全体で 85.1%と国の推計値と比較して低い状況にあることから、懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震に備え、耐震化の推進が必要です。

また、過疎化及び少子高齢化の影響により、今後、さらに空き家が増加することが予想されるため、各種団体と連携を図りながら空き家情報の把握及び適正管理の啓発、空き家の積極的な活用など地域特性に応じた空き家施策を展開する必要があります。

### (2) その対策

#### <消防>

常備消防体制では、「第2期伊賀市消防本部組織再編計画」の着実な推進及び、人員、車両、装備などの計画的な更新整備により持続可能な消防行政サービスを維持します。

非常備消防体制は、地域防災力の中核としての存在である消防団であり続けるために「第4次伊賀市消防団活性化計画」の策定に向けて、消防団組織の見直しや活動のあり方、車両・資機材の適正配置などを検討します。

また、自主防災会との連携によって、応急手当や火災予防など防火・防災の普及啓発に努め、災害に対する地域コミュニティの強化を図ります。

消防水利では、現存する非耐震防火水槽を大規模地震時などの有事に対応できる耐震性防火水槽に更新整備するなど、あらゆる災害に対応できる消防水利を確保していきます。

#### <防災>

近年の全国的に多発する集中豪雨や南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備えるため、広報活動や防災訓練などを実施し、防災意識の向上を図ります。地域が主体的に防災・減災活動に取り組むことができるよう、地区防災計画の策定を促すとともに、共助による防災対策を推進するため、自主防災会への支援に継続して取り組みます。

孤立する可能性のある地区に対する考え方や対応方針について、県や関連する部署との連携を図り災害への備えに取り組みます。

また、森林の公益的・多面的な機能に対する住民の理解を深めるとともに、山地に起因する災害から地域住民の生命や財産を守るため、河川の浚渫や護岸の整備、治山・治水対策の計画的な推進に取り組みます。

#### <廃棄物処理>

2024（令和6）年度に設置のごみ処理の広域化に向けた検討協議会での審議により、次期ごみ処理体制を構築して適正なごみ処理を継続していきます。

ごみ排出抑制、再利用、再資源化を図るため、地域住民への理解を深める啓発に取り組みます。事業系廃棄物についても排出が抑制されるよう啓発を行います。

#### <生活排水処理>

公衆衛生上の観点からも、住民生活の重要なライフラインである生活排水処理施設の機能を維持し、日常生活における生活排水の処理を持続させるために施設の統廃合などを行い、老朽化対策や地震対策といった施設の強靱化を計画的に実施します。

<住宅環境整備>

住まいの安全と住民の生命や財産を守るため、新耐震基準導入以前の既存建築物、特に倒壊の危険性がある木造住宅の耐震診断や補強に対する支援に取り組みます。耐震診断後の建築物に対しては、耐震改修工事に伴うリフォーム工事への財政支援を行い、大規模地震等に備えるための支援に取り組みます。

また、増え続ける空き家を地域の資源として活用し、移住人口の拡大に取り組みます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 生活環境 の整備	(2) 生活排水処理施設			
	特定環境保全公共下水道・農業集落排水	特定環境保全公共下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設維持管理適正化計画に基づき予防保全の観点から計画的な改築更新を実施します。 また、下水道施設統廃合計画に基づき施設の統廃合を進めます。	伊賀市	
	合併処理浄化槽	下水道整備区域外の地域においては、生活排水による水質汚濁を防止するために、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進します。	伊賀市	
	(5) 消防施設			
	消防施設・車両・資機材等の整備	消防施設・車両・資機材等の整備、消防水利の整備など計画的に取り組みます。	伊賀市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に取り組みます。	伊賀市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 生活環境 の整備	(8) その他			
	河川の浚渫	大雨や集中豪雨による河川の増水 や浸水被害の防止に向けて、河川 の浚渫に取り組みます。	伊賀市	

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### <子育て>

本市では、令和7年度から5か年の計画である「伊賀市こども計画」を策定し、こどもの人権、権利を尊重しながら、子育て支援策を推進しています。

少子化による園児数の減少により、集団で実施する幼児教育・保育が困難となっている地域が存在する一方、保護者の働き方の多様化や家庭環境の変化等により、就学前における保育所（園）や放課後児童クラブへのニーズは高まっています。

また、身近に頼れる人がいない家庭が増えていることから、妊娠・出産・育児への保護者の不安感・負担感も高い状況にあります。

こうしたさまざまな状況に応じて、こどもの成長を切れ目なく見守り、相談・支援できる体制の充実により、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

#### <高齢者福祉>

超高齢化が進み、本市過疎地域では高齢化率も35%を超え、今後も高齢者比率が高くなることが予想されています。その一方で、老年人口の実数は、今後減少することが予想されています。

また、高齢者比率の高まりと比例して、高齢者のみ世帯や高齢者夫婦世帯の増加などに伴い、老老介護が常態化しつつあります。あわせて、共働き世帯が多く、昼間の在宅者が高齢者のみとなる家庭がほとんどです。このような状況のなか、要支援・要介護認定者数も増加しています。

加齢による身体機能の低下や認知機能の低下に伴い、自宅から移動が困難となる交通弱者が増えつつあり、こうした高齢者への支援が必要です。

社会福祉協議会や地域の福祉団体などと連携し、高齢者の生きがいや健康づくりのための活動が行われていますが、本市過疎地域では、今後、介護福祉施設の撤退などが予想される地域もあるなど、高齢者を取り巻く環境は、より厳しいものになります。高齢者が住み慣れた地域で、健康で趣味や生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりが重要です。

#### <健康づくり>

高齢化が進む状況において、加齢による身体機能の低下に対する日常的な予防が重要です。特に高齢期において生活習慣病や認知症の重症化を防ぎ健康でいきいきと過ごすために、成人世代から健康的な生活習慣を身につけることが重要となります。

#### <障がい福祉>

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるように、当事者やその家族が必要な時に相談でき、状況に応じ支援を受けることができる体制づくりが必要です。

#### <地域共生社会づくり>

少子・高齢化と若年層の流出による過疎化が急速に進むなか、単身世帯や核家族の増加及び近隣関係の希薄化などの様々な要因から家庭や地域での支え合いが難しくなり、住みにくさを感じるなどコミュニティ機能の低下が危惧されています。

このことから、地域住民一人ひとりが互助、共助意識を高め、地域共生社会を築く取組が必要とされています。

## (2) その対策

### ▽基本方針

誰もが安心して暮らせ、生き生きと生涯が送れるよう、地域住民がつどい、活動・体験する場の機能充実や支援体制の強化を図るとともに、こどもから大人まで地域住民が支え合える地域を目指し、住み続けたいと思える地域社会の実現を図ります。

地域包括支援センターや社会福祉協議会などの機能やそれぞれの地域にある既存の施設を活用し、福祉増進を基本として、地域福祉の充実を図ります。

### ▽具体的施策

#### <子育て>

「伊賀市こども計画」に基づき、すべてのこどもが安心して大人になることができるよう、子育てに関する相談体制や保育所（園）、放課後児童クラブ、学校、子育て支援センターなどの居場所の確保、加えてさまざまな状況によってこどもが不利益を被らないための支援体制など、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行い、地域の子育て環境の向上に取り組みます。

#### <高齢者福祉>

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、誰もが元気で暮らしやすい地域づくりを実現します。そのため、健康づくりや生活習慣病予防に取り組み、高齢者のつどいの場を提供するなどいつまでも趣味や生きがいを持てるよう、持続的に発展していく互助、共助の体制づくりを進めます。

また、高齢者とその家族が安心して生活できるように地域ぐるみで高齢者の見守り活動や移動困難者等の生活支援に取り組みます。

さらに、新たな介護人材の確保、定着を目指した支援制度の充実を図ります。

#### <健康づくり>

健康的な生活習慣を獲得するためには、病気やその予防に関する啓発を強化することが重要です。成人世代から高齢世代まで、全ての世代が健康づくりに取り組める仕組みを構築していきます。また、健康でいきいきと過ごせるよう、健康寿命の延伸と地域全体の健康意識を高めるための啓発活動にも注力します。

#### <障がい福祉>

障がい者とその家族を支援するための相談体制の構築を図り、障がい者の活動の場の確保を図るため、サービス提供の基盤整備の充実を図ります。

また、移動支援体制を市と住民自治協議会が連携し取り組みます。

#### <地域共生社会づくり>

地域の持続的発展を促し、誰もが思いやり、心通わせる共生社会を目指します。また、地域の既存の施設（保健福祉施設など）を最大限に維持・活用し、地域住民が手を取り合い言葉と意思を通わせる環境を整えながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を進めます。

## (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	子育て支援事業	一人ひとりが自分らしく社会生活を送ることができるよう、各ライフステージを通じ切れ目なく子どもと子育て当事者を支えます。また、さまざまな状況下にある子どもへの支援や子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。 地域資源を活かした自然保育等の展開や、保育所の統合・複合化により持続可能な子育て環境づくりに取り組みます。	伊賀市	
	保健事業と介護予防の一体的実施	医療・介護データ分析を通して、高齢者の健康状態を把握し、疾病の重症化や心身機能の低下の防止を図るために高齢者の特性に応じた保健事業を実施します。	伊賀市	
	認知症対策事業	認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応を行います。若年性認知症への支援を通して認知症の人とその家族を支援します。	伊賀市	
	地域自立生活支援事業	配達員による見守りを兼ねた配食サービスを実施し、高齢者の在宅生活を支援します。また、単身高齢者が在宅生活を送る上で、体調不良時などの不安解消のため、緊急通報システムの利用を促進します。	伊賀市	
	高齢者福祉	高齢者につどいの場を提供するとともに、高齢者やその家族が安心して生活できるように地域ぐるみで見守り活動を実施します。	住民自治協議会	
	老人クラブ活動活性化事業	明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を目指し、地域特性やニーズを踏まえた上で、老人クラブの多様な活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。	伊賀市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	介護予防・生活支援事業	介護保険の対象とならないサービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう支援します。	伊賀市	
	家族介護支援事業	介護する家族等の負担を軽減し、要介護者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	伊賀市	
	福祉有償運送支援事業	実施法人に運営に要した経費を助成することにより安定的な運送支援の提供と、移動制約者に対する安全で安心な移動手段を確保します。	伊賀市	
	介護予防普及啓発事業	要介護状態にならないために介護予防について普及啓発を行います。	伊賀市	
	障がい者相談支援センター運営事業	障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用時の調整を行います。また、虐待事例や処遇困難事例の対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談に対応します。	伊賀市	
	障がい者福祉推進事業	障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充足を図ります。	伊賀市	
	健康増進事業	健康相談や健康教育（出前講座・まちの講師）、訪問指導等を通して、地域団体等への啓発に取り組みます。	伊賀市	
	包括的な相談支援体制	地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応するとともに、医療機関や地域と連携を図りながら、住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように支援します。	伊賀市	

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

高齢者比率が高まる地域において、住民が安心して地域で暮らし続けるためには、在宅医療を選択できる仕組みづくりが重要です。また、かかりつけ医療機関への通院のための交通手段の確保も課題となっています。

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護等の連携による地域包括ケアシステムの構築を目指した取組が必要となります。

### (2) その対策

市民が安心して適切な医療を受けられるよう、関係機関への支援や定期的な協議を行い、伊賀地域完結型の一次救急、二次救急医療体制の維持・確保を図ります。

また、在宅医療と地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉ニーズのある人が、在宅で暮らし続けられるよう、関係する専門職種が連携した支援の仕組みづくりを進めます。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域医療体制の推進	安定した地域医療の推進と在宅医療を含む地域包括ケアシステム構築に向けた取組を進めます。	伊賀市	

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### <学校教育>

本市過疎地域内の小中学校では、恵まれた自然環境の中で、伸びやかな教育が実践されていますが、少子化等による児童生徒数の減少により、複式学級が発生している学校もあります。また、国際化や情報化の進展など児童生徒を取り巻く環境が大きく変化するなか、国際理解、情報、環境、福祉、健康等の課題を総合的に探究していくことが求められています。

#### <教育施設>

本市過疎地域内の多くの学校では、施設の経年劣化が見られ、計画的に修繕を行い教育環境の改善を行う必要があります。

#### <生涯学習>

人口減少や少子高齢化、更には情報化や新しい生活様式への対応等、住民を取り巻く環境が大きく変化する中で、生涯を通じて健康で生きがいを持ちながら自己実現を図るためには、家庭、学校、地域でそれぞれのライフステージに応じた学びが継続される必要があります。

#### <集会施設>

これまで集会施設は、主に会議、趣味サークル、サロン活動、地域交流、レクリエーション等の場としての役割を担ってきました。近年は、これらに地域コミュニティの場としての機能を加え、地域防災をはじめとする様々な課題に対し、自立的かつ自主的な解決を図る地域の活動の拠点としての機能も持つようになっていきます。

#### <スポーツ、体育施設>

少子高齢化の進行によりスポーツ実施人口が減少傾向にありますが、生涯における「健康寿命」を伸ばすため、生活の中にスポーツを取り入れ (Sport in Life)、身近な環境で気軽に体を動かすことにより、心身ともに健康で豊かに生活できることを目指すことが必要になってきています。

#### <図書館>

本市過疎地域では、図書館機能を集約・再編することとなったことから、図書館から遠くなった地域（島ヶ原地域、阿山地域、大山田地域）へ新たな方法による図書サービスの提供が必要です。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

出生数の低迷により未就学児や児童生徒の人数が年々減少し、さらなる少子化が予想されるなか、教育の質の向上や充実のために、標準的で望ましいみらいの学校規模・学校配置等の基本的な方針を定めた「伊賀市学校みらい構想基本計画」を基に、特色を生かした教育に取り組み、魅力ある学校づくりを目指します。

また、一人ひとりの人権が尊重され、家族や地域が助け合いながら絆を大切にする地域づくりを進めます。

#### <学校教育>

児童生徒数は、減少傾向にありますが、少人数の特性を生かし、情報化社会に対応できる情報活用能力の育成や外国語教育の充実など、確かな学力向上を目指す授業づくりに取り組みます。

また、地域住民との交流、地域の自然や文化体験、地域全体をフィールドとした地域学習や学習カリキュラムの創造、人権教育に取り組みます。さらに、小中連携による学びの継続性を、より深化させていきます。

#### <教育施設>

学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化の視点に立った施設の整備・保全を計画的に行います。

校区再編計画等により統廃合し廃校となった学校施設について、まちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化を目指し、地域又は民間等による利活用に繋がる取組を行います。

#### <生涯学習>

生涯学習の推進のために、より身近な場所で、地域が主体となって、自主的、自発的に生涯学習活動が展開できるよう学習環境を整えます。

#### <集会施設>

集会施設について、生涯学習の場・地域コミュニティの場としての機能を果たすため、施設の維持管理及び改修を適切に実施し、さらなる施設の活用を図ります。

#### <スポーツ、体育施設>

地域スポーツの振興と体育施設の維持管理及び改修を適切に実施し、施設の活用を図ります。

こどもから大人まで地域住民の健康増進及び交流の拠点となるスポーツ施設の整備を行います。

#### <図書館>

図書館が担うサービスを補完・拡大させ、更に図書館から離れた地域に居住する市民のために、移動図書館によって利便性の向上を図ります。

また、各地区市民センター等への定期的な巡回により各地域の生涯学習活動との連携を行います。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小・中学校施設改修事業	伊賀市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	集会施設等整備事業	伊賀市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 教育の振 興	体育施設	屋内運動場施設整備事業 屋外運動場施設整備事業 プール施設整備事業 その他施設整備事業	伊賀市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	こどもたちの通学の見守り等、安全 な学校生活の支援を行います。	住民自治 協議会	

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市過疎地域は、森林及び農地が約8割を占める自然豊かな地域ですが、人口減少に伴う担い手不足などにより、里山の荒廃が進み、獣害の拡大や住環境の悪化などが喫緊の課題となっています。

集落整備については、人口減少、少子高齢化に対応するため、市全体として、コンパクトで持続可能な都市構成を目指す必要があるなか、各地域の特性を発揮していくためには、伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく地区土地利用計画の作成などにより地域のニーズに応じたゾーニング（区域設定）を検討する必要があります。また、本市過疎地域内には、各支所をはじめとする公共施設が多数あり、地域住民の利便性を高めつつ、公共施設最適化計画に基づき行政機能を集約することを目指しています。

地域のまちづくり活動については、市内全域に住民自治協議会が設置され、各地域の課題に応じてさまざまな活動が行われていますが、地域内活動の担い手不足が顕在化しており、住民自治活動への参画者の拡大や人材育成を図っていく必要があります。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

公共施設最適化計画に基づく実行計画を遂行し、施設の最適な配置と管理運営を行います。また、住民自治協議会による地域まちづくり計画に基づいた活動を支援し、地域活力を維持した自主自立による魅力ある地域づくりを目指します。

#### ▽具体的施策

地域住民が協働で行う生活環境整備や福祉活動・自主防災活動・交流活動などの自主的・自発的な活動や人材の確保・育成などに対して、地域担当職員や市民活動支援センターでの相談体制の充実、集落支援員などの制度活用について検討するなどし、住民自治活動を支援します。

地域の観光振興や産業振興の中核となる観光交流施設を活用し、産業の創出や若い世代の活躍の場を創出するなど選ばれる地域づくりに取り組みます。そのため、地域の発展に寄与するための外部人材を積極的に登用します。

公共施設最適化計画の対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針に基づき、施設の複合化や廃止又は機能移転等を進めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	コミュニティ形成事業	関係団体等と連携し、産業の創造、観光の振興、地場産物の販路拡大などの地域づくりや人材育成の支援を行います。	伊賀市	
		地域コミュニティ形成の場としての機能を果たすため、施設の維持管理及び改修の実施に対し、必要な支援を行います。	伊賀市	
		地域のコミュニティ活性化行事や次世代の担い手育成を支援します。	伊賀市	
	公共施設最適化計画	公共施設最適化計画に基づき公共施設の複合化又は廃止を行い、解体除却を進めます。また、施設の活用について協議を進めます。	伊賀市	
	(3) その他			
		庁舎跡地等の利活用	伊賀市	
	地区市民センターの整備・改修	伊賀市		

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### <文化・芸術>

市民の文化・芸術活動の拠点となる文化会館などのホール施設について、既存施設の機能や役割の見直しを進め、効果的な管理運営に取り組んでいます。また、経年による施設の修繕箇所が増えており、安全面から見た優先度や効率性を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進め、持続可能な施設整備を行っていく必要があります。

#### <歴史・文化遺産>

県内で最多の指定文化財が所在する本市では、市民共有の財産として文化財を保護し、次世代に継承しなければなりません。しかし、急速な人口減少は、文化財を支える人びとや後継者の不足をもたらし、継承そのものが危ぶまれる状況となっています。また、地域社会の変化に伴い日常的な管理者が不在の寺社も増え、防犯・防災設備の整備も課題です。さらに、天然記念物は、環境の変化により減少・絶滅することのないよう日常的な管理が必要です。

表 1-6 本市過疎地域の文化財

指定区分	文化財の名称
国重文	<b>【建造物】</b> 観菩提寺本堂、観菩提寺楼門、大村神社宝殿 附棟札 3 枚 <b>【絵画】</b> 絹本着色興正菩薩像 <b>【彫刻】</b> 木造十一面観音立像、木造俊乘上人坐像、他 4 件 <b>【書跡・典籍】</b> 紙本墨書大般若経 附唐櫃六合 <b>【考古資料】</b> 板彫五輪塔
県指定有形	<b>【建造物】</b> 石造九重塔、石造宝塔 <b>【絵画】</b> 絹本着色大威徳明王像、絹本着色仏涅槃図、絹本着色兼好法師画像 <b>【彫刻】</b> 木造聖観音立像、木造十一面観音立像、他 6 件 <b>【工芸品】</b> 鰐口、水晶舍利塔 <b>【書跡・典籍・古文書】</b> 種生神社棟札 <b>【考古資料】</b> 鳳凰寺の出土品
県指定民俗	<b>【有形民俗】</b> 柏尾頭番帳、参宮講看板附たわら屋看板 <b>【無形民俗】</b> 正月堂の修正会、植木神社祇園祭、他 2 件
県指定記念物	<b>【史跡】</b> 鳳凰寺跡、寺音寺古墳 <b>【天然記念物】</b> 奥山愛宕神社のブナ原生林、逆柳の甌穴
市指定有形	<b>【建造物】</b> 石造十三重塔、石造五輪塔、宝篋印塔、大仏殿、他 13 件 <b>【絵画】</b> 如意輪観音画像、両界曼荼羅、観菩提寺の古絵図、他 2 件 <b>【彫刻】</b> 宝巖寺石仏群、石仏五智如来坐像、石造狛犬、他 30 件 <b>【工芸品】</b> 金属製懸仏、五鈷杵、鋳銅製火竜槍、鉄製鰐口、他 11 件 <b>【書跡・典籍・古文書】</b> 版本法華経、他 11 件 <b>【考古】</b> サヌカイト原石・磨製石斧、小上野遺跡出土品
市指定民俗	<b>【有形民俗】</b> 袖樽、勸進橋架設記念碑、紅葉屋参宮講看板、他 3 件 <b>【無形民俗】</b> 獅子踊、太鼓踊、富永的祭、獅子神楽
市指定記念物	<b>【史跡】</b> 鳴塚古墳、藤原千方伝説地、他 6 件 <b>【天然記念物】</b> センダンの大樹、薬師寺のムクロジ、他 3 件
国登録有形文化財	福岡醤油店、長谷園大正館、長谷園登り窯、長谷園主屋、料理旅館梅屋、大村神社本殿 他 11 件

## (2) その対策

### ▽基本方針

歴史・文化資源の保存・活用を図り、後世へ継承できるよう地域文化の振興に取り組みます。

こどもから高齢者まで誰でも気軽に自由に立ち寄れる憩いの場（資源）となるよう、伝統文化の継承等の地域活動を進めます。

### ▽具体的施策

#### <文化・芸術>

市民文化系施設の機能や役割の見直しを行い、効果的な管理運営に取り組みます。また、安全面から見た優先度や効率性を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進め、持続可能な施設整備を行います。

#### <歴史・文化遺産>

貴重な歴史資料や文化財を調査・保存・管理し、それらに関する情報を発信・提供するとともに有効活用を図ります。

また、身近な歴史・文化財の成り立ちや価値を伝えるため展示施設の整備に取り組むとともに、講座の開催やパンフレットの作成などを通じて普及啓発活動を行います。

## (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興 施設	安全面から見た優先度や効率性を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進めます。	伊賀市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	文化財保護事 業	指定文化財の適切な保護・保存の取り組みを進めます。未指定・未登録の文化財の調査を促進して保存すべきものを指定・登録するとともに、文化財の保存・活用に取り組みます。	伊賀市	
	歴史街づくり 事業	市内の維持向上すべき歴史的風致について、風致を形成する文化財の保護や宿場・街道案内看板等整備事業など、歴史的風致の維持向上に関わる事業を行います。	伊賀市	

## (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化の影響により平均気温が年々上昇し、地球規模での気候変動が進行している中で、異常気象による被害を最大限に回避・軽減するため、地域における適応策の推進とともに、温室効果ガスの排出削減を通じて地球温暖化の進行を抑制する取組が強く求められています。

太陽光、風力、水力などの自然界に常に存在し、枯渇せず、CO<sub>2</sub>を排出しない再生可能エネルギー導入の推進が重要になってきますが、本市の再生可能エネルギーの導入状況は、陸上風力発電及び太陽光発電を中心に増加傾向にあり、今後も国の動向を踏まえつつ、市内の自然環境や自然景観等に最大限配慮した上で、次世代のエネルギー資源として注目される木質バイオマス等を含め、さらに再生可能エネルギー導入を促進する必要があります。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

本市は、2024年に、「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年にCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すこととしています。また、国と同じく、CO<sub>2</sub>排出量を基準年度である2013年度比で、2030年度に46%削減、2035年度には60%削減することを目標とする「伊賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、その実現に向けた様々な施策を進めることとします。

#### ▽具体的施策

省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて、「伊賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、再生可能エネルギー導入促進について、市民、事業者及び行政が一体となって取り組みます。

国が示す2030年までに公共施設の設置可能面積の50%に太陽光発電施設を設置する目標達成に向けた検討を進めると同時に、災害時における自立電源としてレジリエンス強化に取り組むなど、行政が積極的に取り組む姿勢を見せるとともに、個人住宅向けの太陽光発電設備導入に係る補助事業や、事業者向けの省エネ診断補助事業等、市民や事業者がCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組む意識を醸成するためのナッジ効果を生み出す施策を推進します。

また、衰退する林業を活性化するとともにCO<sub>2</sub>吸収源対策としての森林保全のため、森林の適正管理及びバイオマスエネルギーへの活用に取り組み、林地からの搬出・運搬・再生を行う事業者等に対する起業支援などに取り組みます。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネ ルギー利用	温室効果ガス削減に向けて、再生可能エネルギー活用を推進します。	伊賀市	

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

### 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

##### <意識共有及び協働>

少子・高齢化が進み、人口減少に歯止めが掛からない中で、地域が持つ課題に迅速に対応するため、地域住民や住民自治協議会と行政が共通意識のもと、協働してまちづくりを推進していくことが求められています。

##### <持続的発展のための多様な事業展開>

新たな行政課題や地域のニーズの複雑化・多様化が進むなか、地域の持続的な発展に向け施策が必要となっています。コロナ禍以降地域の経済活動は回復傾向にあります。しかし、物価高騰等の影響もあり、コロナ禍前の状況までの回復に至っておらず、社会経済状況の変化や長引く経済の低迷により、本市過疎地域を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあります。

このような中、急速な少子・高齢化と過疎化が進行する地域においては、既存の集落機能が低下し、地域コミュニティ維持のための活動が年々困難になってきています。

従来のインフラ整備、日常生活交通の確保、緊急医療体制の整備、将来にわたる安全・安心な生活環境の整備に加えて、持続可能な集落組織の確立に向けた多様な施策の展開による地域の再生と活性化が求められています。

#### (2) その対策

##### ▽基本方針

地域の持続的な発展を目指し、住民と行政が意識の共有を図り、官民協働で具体的な取組を推進していくとともに、市民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、本市過疎地域の持続的発展を目的とした基金を管理・運用していきます。

##### ▽具体的施策

##### <意識共有及び協働>

地域住民や行政が意識共有と協働によるまちづくりを推進するため、インターネットやSNSなどの情報通信機器を活用した情報提供や、地域づくりに係る連絡調整会議の開催などを行い、協働したまちづくりに取り組みます。

##### <持続的発展のための多様な事業展開>

自然環境や歴史・文化などの豊かな地域資源と大阪・奈良・京都・滋賀まで1時間圏内で到達できるなど立地に恵まれた、魅力ある地域づくりの推進による交流人口の拡大と、空き家バンク制度等の各種施策の活用による移住・定住の促進により、地域コミュニティを形成する基礎人口の増加を目指し、地域コミュニティの再生・活性化に取り組みます。

また、緊急時の医療体制の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域と密接に関わる消防・防災組織が支える安全・安心な暮らしの維持、人と人との繋がりが生み出す持続的な自立に向けた取組への支援、これらの多様な施策の推進を図ります。

なお、伊賀市財政の健全運営に配慮しながら、地域の持続的発展のための施策を実施するため、計画期間中における過疎対策事業債の効果的な活用と、基金の適切な管理・運用を行い、各持続的発展施策区分における過疎地域持続的発展特別事業の財源を確保していきます。

さらに、本計画期間終了後においても、本計画に記載された過疎地域持続的発展特別事業の財源確保のため、基金の管理運用を継続します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	持続的発展のための多様な事業展開	住民自治協議会をはじめとする様々な主体と連携し、地域づくりを推進します。	伊賀市	
		過疎対策事業債を活用した基金の適切な管理・運用を行います。	伊賀市	

(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	移住・交流促 進事業	伊賀流空き家バンク制度を活用した 移住人口の獲得を進めます。	伊賀市	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。
		若者・子育て世帯の移住促進を図る ため、空き家を取得した移住者や市 内定住した移住者に対する支援を行 います。	伊賀市	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。
		都市部での移住相談会等への参加及 び地域の魅力発信を行います。	伊賀市	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。
		移住希望者や移住した世帯との交流 事業を進めます。	住民自治 協議会	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。
		空き家所有者への理解の促進に努め ることで、地域の空き家情報集積及 び住民の空き家問題に対する意識の 喚起や空き家活用への理解醸成と移 住者を迎える体制づくりを進めま す。	住民自治 協議会	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。
		移住希望者を対象とした空き家利活 用事業の取組を進めます。	住民自治 協議会	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。
		関係人口、交流人口を増やすことを 目的として、空き家等を誘客施設と して再利用を図るための取組を行 います。	住民自治 協議会	移住交流人口 の拡大を図る ことで将来に わたり地域に 係る過疎・高 齢化の遅延効 果が期待でき る。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・交流促進事業	地域おこし協力隊制度を積極的に活用します。	伊賀市	移住交流人口の拡大を図ることで過疎・高齢化の遅延及び人材育成への効果が期待できる。
		若者定住のための奨学金等返還支援を行います。	伊賀市	移住交流人口の拡大を図ることで過疎・高齢化の遅延及び人材育成への効果が期待できる。
		関係人口、交流人口を増やし地域の魅力を発信する施設として、交流拠点施設の有効活用等を図ります。	伊賀市	移住交流人口の拡大を図ることで過疎・高齢化の遅延効果が期待できる。
3. 産業の振興	農畜産物の生産振興	地場産の農畜産物のブランド力の向上を図り、6次産業化など新しいビジネスモデルの導入を支援し、農業所得の確保に取り組み、省力化・農作業の精緻化を促進し、スマート農業を推進します。また、狩猟者の確保や育成等、地域ぐるみで鳥獣被害を軽減する活動の支援を行います。	伊賀市、民間事業者等	地場産業の振興及び地域の農業従事者の就業意欲の向上が期待できる。
	生産基盤の確保・維持	地域が主体となって実施する保全管理活動を推進し、農業・農村の有する多面的機能の発揮促進に取り組みます。	伊賀市、民間事業者等	地域の農業従事者の就業意欲の向上が期待できる。
	担い手の確保・育成	担い手や集落営農組織を支援し、農地が適正に維持管理され、経営力が強化される取組を進めます。また、新規就農者の確保に向けて、関係団体と連携した支援体制や環境づくりを進めます。	伊賀市、民間事業者等	地域の農業従事者の就業意欲の向上が期待できる。
	地産地消の推進	学校給食に地域の優れた食材を積極的に提供し食育を推進することで、未来の消費者を育成し、地域に対する住民の誇りの醸成を図ります。また、市内産農産物直売所と販売農家を支援し、市民へ地場産物を提供します。	伊賀市、民間事業者等	地場産業の振興及び地域の農業従事者の就業意欲の向上が期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 産業の振興	地産地消の推進	地産地消の取組として地域固有の農作物の栽培育成、特産品の開発等に取り組みます。特に次世代へ働きかけとして、食育を通じた取組を行います。	住民自治協議会	地場産業の振興及び地域の農業従事者の就業意欲の向上が期待できる。
	森林環境の整備	森林環境整備のため、間伐施業に取り組みます。また、新規林業就業者の確保に向け、関係機関等と連携して事業を実施します。	伊賀市、民間事業者等	森林環境が改善され、災害に強い森林面積の増加が期待できる。
	森林資源の活用	公民が連携し、森林整備や林業発展に取り組みます。また、伊賀産材を活用し、地域内利用を促進します。	伊賀市、民間事業者等	持続的な林業経営、林業の振興に効果を及ぼすことが期待できる。
	消費・流通ニーズへの対応	消費や流通の形態が多様化するニーズに対応できるよう、商業環境の整備に向けた取組を促進します。	伊賀市、民間事業者等	商業環境が整うことにより消費、流通及び関係人口の増加に効果を及ぼすことが期待できる。
	地域資源の発信強化	地域製品のブランド化、ふるさと納税の推進などにより地域資源の価値を向上させるとともに、戦略的な発信により地域資源の魅力を広く伝えます。	伊賀市、民間事業者等	地域資源の発信を強化することで関係人口の増加に効果を及ぼすことが期待できる。
	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	DMOと連携して効果的な情報発信や観光案内プロモーションを充実させ、観光客の増加を図ります。	伊賀市、民間事業者等	観光業の振興や関係人口の増加に効果を及ぼすことが期待できる。
	地域全体で観光客を受け入れる体制づくり	年間を通じて集客が見込める新たな事業・サービスを創出・発信します。また、タビナカ*での情報発信や案内環境を整え、観光客の受入態勢を充実させます。 *「旅の中」を意味する観光用語で、旅行中に宿泊、飲食、アクティビティ参加、お土産購入などを行う消費活動全般を指します。	伊賀市、民間事業者等	観光業の振興や関係人口の増加に効果を及ぼすことが期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 地域における情報化	デジタル技術活用	IoT や AI 等の新しい情報通信技術を活用したデジタルサービスの提供を推進します。 市民が安心してデジタルサービスを利用できるよう、デバインド対策を行います。	伊賀市	情報化の推進及び住民の生活の利便性の向上に効果を及ぼすことが期待できる。
		SNS、ホームページなどデジタルを主体とした効果的な情報発信を行います。	住民自治協議会	情報化の推進及び住民の生活の利便性の向上に効果を及ぼすことが期待できる。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を地域とともにを行い、利用しやすい交通体制を構築します。	伊賀市	交通手段の確保により安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
		市が運行に関わるバス事業について、利用促進を図りつつ、効率的な運行とするべく必要な見直しを行います。	伊賀市	交通手段の確保により安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	地域独自の交通手段の確保	地域住民のニーズによる地域独自のコミュニティ交通手段の確保及び地域移動支援の検討に取り組みます。	住民自治協議会	交通手段の確保により安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
6. 生活環境の整備	消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に取り組みます。	伊賀市	安心して暮らすことのできる地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	子育て支援事業	一人ひとりが自分らしく社会生活を送ることができるよう、各ライフステージを通じ切れ目なく子どもと子育て当事者を支えます。また、さまざまな状況下にある子どもへの支援や子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。 地域資源を活かした自然保育等の展開や、保育所の統合・複合化により持続可能な子育て環境づくりに取り組みます。	伊賀市	安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに効果を及ぼすことが期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	保健事業と介護予防の一体的実施	医療・介護データ分析を通して、高齢者の健康状態を把握し、疾病の重症化や心身機能の低下の防止を図るために高齢者の特性に応じた保健事業を実施します。	伊賀市	高齢者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	認知症対策事業	認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応を行います。若年性認知症への支援を通して認知症の人とその家族を支援します。	伊賀市	安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	地域自立生活支援事業	配達員による見守りを兼ねた配食サービスを実施し、高齢者の在宅生活を支援します。また、単身高齢者が在宅生活を送る上で、体調不良時などの不安解消のため、緊急通報システムの利用を促進します。	伊賀市	高齢者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	高齢者福祉	高齢者につどいの場を提供するとともに、高齢者やその家族が安心して生活できるように地域ぐるみで見守り活動を実施します。	住民自治協議会	高齢者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	老人クラブ活動活性化事業	明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を目指し、地域特性やニーズを踏まえた上で、老人クラブの多様な活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。	伊賀市	高齢者が健康で安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	介護予防・生活支援事業	介護保険の対象とされないサービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう支援します。	伊賀市	高齢者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	家族介護支援事業	介護する家族等の負担を軽減し、要介護者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	伊賀市	要介護者や高齢者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	福祉有償運送支援事業	実施法人に運営に要した経費を助成することにより安定的な運送支援の提供と、移動制約者に対する安全で安心な移動手段を確保します。	伊賀市	安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	介護予防普及啓発事業	要介護状態にならないために介護予防について普及啓発を行います。	伊賀市	高齢者が健康で安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	障がい者相談支援センター運営事業	障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用時の調整を行います。また、虐待事例や処遇困難事例の対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談に対応します。	伊賀市	障がい者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	障がい者福祉推進事業	障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充足を図ります。	伊賀市	障がい者が安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	健康増進事業	健康相談や健康教育（出前講座・まちの講師）、訪問指導等を通して、地域団体等への啓発に取り組みます。	伊賀市	安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
	包括的な相談支援体制	地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応するとともに、医療機関や地域と連携を図りながら、住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように支援します。	伊賀市	安心して暮らしやすい地域づくりに効果を及ぼすことが期待できる。
8. 医療の確保	地域医療体制の推進	安定した地域医療の推進と在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。	伊賀市	住民生活の安定と福祉の向上に効果を及ぼすことが期待できる。
9. 教育の振興	その他	子どもたちの通学の見守り等、安全な学校生活の支援を行います。	住民自治協議会	安心安全で子どもを育てやすい教育環境に効果を及ぼすことが期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 集落の整備	コミュニティ 形成事業	関係団体等と連携し、産業の創造、 観光の振興、地場産物の販路拡大な どの地域づくりや人材育成の支援を 行います。	伊賀市	生きがいを持ち、安心して 暮らすことができ る地域づくりに効果 を及ぼすことが期 待できる。
		地域コミュニティ形成の場としての 機能を果たすため、施設の維持管理 及び改修の実施に対し、必要な支援 を行います。	伊賀市	地域活動の活 性化に効果を 及ぼすことが 期待できる。
		地域のコミュニティ活性化行事や次 世代の担い手育成を支援します。	伊賀市	地域活動の活 性化と担い手 の育成に効果 を及ぼすこと が期待でき る。
	公共施設最適 化計画	公共施設最適化計画に基づき公共施 設の複合化又は廃止を行い、また、 施設の活用について協議を進めま す。	伊賀市	持続可能な地 域づくりに効 果を及ぼすこ とが期待でき る。
11. 地域文化 の振興等	文化財保護事 業	指定文化財の適切な保護・保存の取 組を進めます。未指定・未登録の文 化財の調査を促進して保存すべきも のを指定・登録するとともに、文化 財の保存・活用に取り組みます。	伊賀市	地域における 伝統文化が維 持継続され誇 れる地域であ ることが期待 できる。
	歴史街づくり 事業	市内の維持向上すべき歴史的風致に ついて、風致を形成する文化財の保 護や宿場・街道案内看板等整備事業 など、歴史的風致の維持向上に関わ る事業を行います。	伊賀市	地域における 伝統文化が維 持継続され誇 れる地域であ ることが期待 できる。
12. 再生可能 エネルギーの 利用の推進	再生可能エネ ルギー利用	温室効果ガス削減に向けて、再生可 能エネルギー活用を推進します。	伊賀市	持続的で実現 可能な地域社 会の実現に効 果を及ぼすこ とが期待でき る。